

生じた多くの戦災孤児を国際養子縁組によって保護するため、従来の養子制度に対する特例として養子縁組特例法が制定され、国の方針にもとづいて多数の子どもたちが海外へ渡った。1976年には、この特例法を国内養子縁組も含む形で改正したが、ソウルオリンピックを境に国際養子縁組に対する国内の非難が高まり、2006年から国内養子縁組の支援が強化された。さらに2011年には、それまで届け出によって成立した養子縁組を裁判所による許可制に改め、養親の基準を強化し、養子縁組情報へのアクセスの保障など、子どもの権利保障の観点から全面的に見直された。この法改正後、出産と養子縁組の事実を知られることを望まない母たちによる赤ちゃんポストへの子の遺棄が急増し、新たな問題への対応が迫られている。韓国は国際養子縁組あっせんには、長い経験と実績をもち、そのソーシャルワークや母子保護制度には、発達した面もあり、2013年には、ハーグ条約に署名し、批准に向けた残された課題が目下検討されている。

3) イギリス調査は、張羽寧研究協力者によって「イギリスにおける国内養子縁組の現状：実務手続と実務体制に関する調査報告」というテーマで第一報を提出した。この調査では、国内養子縁組の現状、実施手続、現在の課題を3人の専門家のインタビューを通して包括的に論じられている。全体として、児童養護施策において養子縁組を重視し優先するイギリスの基本姿勢が浮き彫りにされた報告となっている。

4) アイルランド調査は、増田幸弘研究協力者によって、海外調査班の「養子あっせんの実務に関する中間アンケート」への回答として、とくに法律的側面から国内・国際養子縁組制度の基本的制度を簡潔に報告された。実務面の制度や取り組みに関しては、次年度に現地訪問を実施して情報を得る予定である。アイルランドの養子縁組とあっせん制度は、2010年の養子法と養子縁組規則にもとづいて行なわれている。

5) アメリカの調査は、栗津美穂研究協力者によって、「アメリカの養子縁組」というテーマで第一報が報告された。報告者は、カリフォルニア州とワシントン州でフォスターケアの実務に24年間携わってきた経験と州や民間機関の実務家との面識も深く、最近情報も取入れて、アメリカの里親と養子縁組の歴史、とくに里親型タイプの養子縁組の仕組み、養親の認定、研修、縁組後の支援などをダイナミックに伝えている。米国では、恒久的家族（パーマネンシー）を保障する手段として養子縁組が積極的に取り組ま

れている。2008年の統計では、児童保護局を通じたフォスターケアからの養子縁組が55,303件と、未成年養子全体の41%を占める。他方、国際養子縁組の割合は13%と低く、その他は、私立エージェンシーを通じた新生児の養子縁組、弁護士を通じた私的養子縁組、連れ子養子、ネイティブ・アメリカン部族内の養子縁組で、合わせて46%という割合である。アメリカでは、自発的に養子縁組に同意して親権が停止される場合には、養親家族との交流が可能なオープン・アダプションが認められるが、同意を拒否して裁判で親権が剥奪される場合は、オープン・アダプションは認められず、現在では、オープン・アダプションが主流であるという。

6) ドイツの調査は、高橋由紀子分担研究者によって「ドイツの養子縁組あっせん制度」というテーマで、国内養子縁組に焦点を当てて、制度と手続などがよく整理・報告されている。報告者は州と地方の実務機関を訪問し、さらに養子縁組希望者の情報提供集会にも参加され、そこから得た情報と関連法令および養子縁組あっせん実務のガイドラインをもとにドイツの制度と実務のあり方を報告している。ドイツでは、未成年者の国内養子縁組あっせんは、州および地方自治体の少年援助の専門行政機関である少年局の任務として主に行なわれ、養子となる子どもの最善の福祉の実現が目的とされている。

2012年の統計では、養子となった子どもは3886人であるが、公的機関によるあっせんが3726件と多数を占め、民間団体のあっせんは160件と少ない。公的機関では、長期養護になりそうな、家族の再統合の困難な子どもには、援助開始前と保護期間中に、養子縁組の可能性を、家族と子どもと話し合って検討し、子どものパーマネンシーを保障する方策を積極的に探ることが求められている。また、実親に養育の意思や能力がなく、子の発達を権利を保障できないにも拘わらず、親が養子縁組の同意を不当に拒否する場合には、裁判所が同意を補充して養子縁組を成立させる同意補充の制度があり。公的機関における養子縁組あっせんの多さにつながっている。報告では、2014年から実施されている秘密出産制度と新生児の養子縁組の仕組み、国内養子縁組の実務のガイドラインの内容も報告している。

7) フランスの報告は、菊池緑研究協力者が「フランスの養子縁組あっせん制度と実務に関する調査研究」というテーマで報告。この調査は、パリ市内の4つの主要な養子縁組関係機関を訪問して行なったインタビュー調査を逐語録の形で報告している。その1

つは、国内養子縁組と国際養子縁組のあっせんを行なう民間団体で行なったインタビュー報告。2つめは、パリ県の児童社会援助機関の内部組織である養子縁組課エスパス・パリ・アダプションで行なったインタビュー報告、3つめは、個人情報開示全国評議会（CNAOP）の事務局長およびパリ県の養子縁組課において匿名出産をする女性に面接し情報を収集し、子どもの保護を担当する CNAOP の派遣員たちのインタビュー報告 4つめは、公立国際養子縁組機関 Agence Française de l'Adoptio（AFA）における国際養子縁組に関するインタビュー報告および AFA の派遣員のインタビュー報告である。

D. 考察と結論

以上の8か国の調査結果からわかってきたことは、それぞれの国では、養子縁組は民法だけに規定されているのではなく、児童福祉法に相当する社会法あるいは養子縁組あっせん法、法令、規則、ガイドライン、文書モデル、各種の基準などにおいて基本的制度と実務方法が示され、それをもとに養子縁組あっせんが行なわれていることである。また、養子縁組のあっせんは、ほとんどの国において、国および県の責任において規制され、その監督、指導、支援および協力が得られるように体制を整え、児童福祉の分野の経験または資格のある職員によって実践する国が多い。

日本においても、養子縁組あっせんに関する法律や規則、ガイドラインや基準を定め、子どもの最善の福祉を守る児童福祉制度として、状況を考慮しつつ、柔軟に確立していくことが必要であり、急務であると考え。

2014 年度厚労科学研究・海外調査研究報告（1）

ブリティッシュ・コロンビア州（カナダ）の

養子縁組あっせんに関する文献研究

森 和子（文京学院大学）

はじめに

カナダは健全な家庭を作るための子育て支援のシステムが発達している国の一つである。子育て支援には養子縁組親子も当然含まれている。BC 州における「雇用基準法」では、育児休暇の項目に「産休完了後 35 週間まで無給育児休暇を取ることができ、その他の母親または父親は、37 週間まで育児休暇をとれる。その場合、休暇は出産または養子を迎えた後 1 年以内に開始しなければならない。」というように、養子も出産した場合と同等に休暇が取れるようになっている（日本貿易振興機構, 2010）。カナダの BC 州は、長年にわたり、子どもが実親家庭に留まるために必要な援助を家庭に対して行うためのシステムと共に、そのような援助を行っても実親家庭に留まることが困難な子どもに対するさまざまなシステムを構築している（大谷, 2001）州である。本研究では、カナダ国内及び国際養子縁組に関する統計等の実態を把握した上で、養子縁組あっせんという観点から BC 州（カナダ）の制度を整理し、わが国における子どもの最善の利益を保障した養子縁組あっせんのあり方を考える一助としたい。

第 1 章 調査の目的と方法

第 1 節 調査の目的

本研究では、日本の養子縁組あっせんに関して抽出された課題に対し BC 州（カナダ）での養子縁組あっせんの現状と実務体制等の実態調査を行う。そこから日本における子どもの最善の利益を保障した養子縁組あっせんのあり方に示唆できる点を検討することを目的とする。

第 2 節 調査方法

カナダ国内及び国際養子縁組に関する統計等の実態を把握し、BC 州（カナダ）における養子縁組幹旋に関する基本的制度について概観した上で、BC 州の制度や実態を文献や BC 州の公的機関、州認定の養子機関等のホームページを基に調査する。

第3節 調査内容

調査内容は、1. 養子縁組に関する法律と基本制度、2. 養子の保護と支援、3. 実親の相談と支援、4. 養親の相談と支援、5. 養子縁組の手続き、6. ハーグ条約と国際養子縁組、7. 子どもの出自を知る権利、8. 養子縁組に関わる行政機関と民間機関についての情報の収集を行う。カナダの養子縁組法は大谷論文（2001）と近藤論文（2001）に、養子縁組あっせん規則は近藤論文（2003）によって一部分日本語訳されている条文を原文とともに参考にした。しかし、翻訳者によって異なる訳があるため、本研究では次のように訳語を統一した。Biological parent(実親), Biological mother(実母) Biological father (実父)、Ministry of Children and Family Development（子ども家庭開発省）とする。また、養子縁組あっせん機関に関して、大谷、近藤論文には養子縁組機関とされているため、論文から引用したものについては養子縁組機関とする。

第2章 カナダとBC州の養子縁組あっせん

第1節 カナダの児童福祉制度について

カナダの国土の広さはロシアに次ぐ世界第2位で、日本の国土の約27倍にも及ぶが、人口は日本の4分の1程度の35,490万人（2014年の推計）⁽¹⁾である。

連邦国家であるカナダは、以下の10州（province）—British Columbia州、Alberta州、Saskatchewan州、Manitoba州、Quebec州、New Brunswick州、Nova Scotia州、Prince Edward Island州、Labrador and Newfoundland州、Ontario州—と3つの準州（territory）—Nunavut州、Yukon州、Northwest Territories州—で構成されている。州政府と連邦政府は対等の関係にあり、その権限の分配については憲法（旧英領北アメリカ法）で定められている。一方、準州は連邦直轄領とされ、連邦議会が定めた連邦法に基づき、連邦政府のコントロールの下、自治権が認められている。日本の子ども家庭福祉は国が策定した児童福祉法で諸サービスが画一的に実施される。ところが、カナダではそれぞれの州政府が独自の法律を制定している（資生堂児童福祉海外研修報告書, 2004）のである。カナダの連邦政府は制度の基準を示すのみで、社会サービスなどのプログラムは州政府と市町村が所轄しており、「カナダの子ども家庭福祉は」という一般的な表現はできないという。州と準州が児童と家庭支援に関する法律制定の権限を持っており（例外として先住民族はThe Indian Act of Canadaの法律により定められている）、そのため、州や準州により児童の定義は異なり、児童の年齢も各々16歳未満から18、19歳未満までとまちまちで、様々な社会的養護を受けている子どもについての国の統一した枠組みを作り上げるのは非常に困難であるといわれている（Mutcahy & Trocme, 2010）。カナダの場合は、それぞれの州が一つの国と考えたほうが理解しやすい（資生堂児童福祉海外研修報告書, 2004）といわれる所以である。

第2節 カナダでの社会的養護（イン・ケア）を受けている児童の実態

表1 カナダと州・準州の社会的養護を受けている児童数と割合 2007年3月31日現在

| 州・準州 | 社会的養護を受けている児童の数 | 人口 (0～18歳) | 1000人中の割合 (0～18歳) |
|-------------------------|-----------------|------------------|----------------------|
| Canada(全土) | 67,161 | 7,268,325 | 9.2 |
| British Columbia | 9,271 | 915,168 | 10.1 |
| Alberta | 8,891 | 841,392 | 10.6 |
| Saskatchewan | 5,447 | 251,271 | 21.7 |
| Manitoba | 7,241 | 297,004 | 24.4 |
| Quebec | 12,750 | 1,625,581 | 7.8 |
| New Brunswick | 1,388 | 154,395 | 9.0 |
| Nova Scotia | 1,706 | 194,389 | 8.8 |
| Prince Edward Island | 166 | 31,713 | 5.2 |
| Nunavut | 197 | 12,839 | 15.3 |
| Labrador & Newfoundland | 768 | 102,857 | 7.5 |
| Ontario | 18,763 | 2,931,745 | 6.4 |
| Yukon | 178 | 7,212 | 24.7 |
| Northwest Territories | 395 | 12,810 | 30.8 |

出典：Canadian Child Welfare Research Portal (2011) が公表している統計から作成

2007年の統計⁽²⁾では、カナダ全州と準州の社会的養護児童の数と1000人の児童に対して家庭的養護を必要とする児童が占める割合が公表されている（表1）。

カナダ全土で、社会的養護を受けている児童は67,161人である。最も人口の多い州は、Ontario州で、次いでQuebec州、3番目に多いのが、BC州で0歳から18歳までの児童数915,168人に対し、社会的養護を受けている児童が9,271人で全体の10.1%を占めている。カナダの社会的養護には、里親養護と施設養護、サポートを受けての自立生活がある。施設養護は、子どもに問題行動があり、里親ではケアできない子どもや特別な保護を必要とする子どものためのケア施設で、グループホーム、集中子どもケア施設などがある。これらのサービスは非営利団体や民間機関または個人で運営されている（資生堂児童福祉海外研修報告書, 2004）。ケアに入る子どもの大部分は里親委託されることになる。里親委託から養子縁組になる子どもたちもいる。

第3節 BC州における社会的養護と養子縁組

BC州政府⁽³⁾で示されている2007年の統計によると、社会的養護を受けている9,271人の児童

のうち、里親委託されている児童の数は 5,892 人で、63.6%の児童が里親委託されていることになる。その内訳として、9,271 人の児童のうち 5,191 人が先住民の児童である。BC 州には 3,308 の里親家庭があり、そのうち 330 が先住民の里親家庭である。里親が養子縁組した児童数は 1,531 人おり、社会的養護を受けている子どもで養子縁組を待っている児童が 1,668 人いることも示されている。BC 州の総人口は約 450 万人（BC 州観光局 2014 年 9 月現在）であるが、そのうち先住民の占める割合は 4%程度であるにもかかわらず、社会的養護を受けている児童のうちの半数以上は先住民の児童であることも課題となっている。BC 州の子ども家庭開発省にも先住民・移行サービス部（Ministry of Children and Family Development Service Transformation Division II）が設けられ、先住民の子どもと家庭に対する福祉改革を進めているということである（森, 2012）。

表 1 カナダと州・準州の社会的養護を受けている児童の数と割合 2007 年 3 月 31 日現在

| 措置の種類 | 2007 年 3 月 31 日現在 |
|--|-------------------|
| BC 州の児童数(0～18 歳) | 915,168 |
| 社会的養護を受けている児童(Children in care) 数 (そのうちの社会的養護を受けている先住民の児童数) | 9,271 (5,191) |
| 1000 人中の社会的養護を受けている児童の割合(0～18 歳) | 10.1% |
| 実親から離れ、自立生活のサポートや拡大家族による社会的養護を受けながら生活している青少年(youth) | 1,251 |
| 里親が養子縁組した児童数 | 1,531 |
| 社会的養護を受けている子どもで養子縁組の待機児童数 | 1,668 |
| 里親家庭数 (そのうちの先住民の里親家庭数) | 3,308 (330) |

出典：2006～2007 年(Foster Family Month, 2011)から作成

第 4 節 BC 州における養子縁組あっせん

1. BC 州の養子縁組あっせんに関する法律と基本的制度

BC 州の養子縁組法（The Adoption Act）は 1920 年に起草されてから、その後何度も改正され、1957 年に根本的な改正が行われている。「あたかも生まれたかのごとく（as if born to）という言葉に表現されるように秘密性を確保することであり、そして養子縁組の記録から身元確認情報への立ち入りを防止することであった。1957 年法は、養親の数よりも家庭を必要とする子の数の多かった時代に通過しており、機関または、個人を通して準備された私的養子縁組（private adoption）は国際養子縁組同様、相対的に一般的ではなかつ

た（近藤, 2001）。そして国際養子が当たり前となるくらい増えてきた社会的な価値や姿勢も変化してきているような状況を踏まえて 1996 年に養子縁組法は改正された。また、同時に「養子縁組法施行規則」も施行されており、養子縁組法の規定に対する具体的手続きについて定めるとともに、子の保護及び養子縁組後の子の援助等についても規定している。これらの法律の中に養子あっせん機関についての規定も定められている。

2. 養子への保護と支援

養子縁組法施行規則に規定される養子となる子どもの定義（第 26 条）は、19 歳未満の子で、身体障害、精神障害、感情、行動障害なども特別のサービスを必要とする子である。また、特別の託置を必要とする子どもとして、子どもの年齢、きょうだい、養子縁組を提案者と相当の感情的な結びつきを形成している場合や、子どもが扶養を必要とする文化的結びつきを持つ場合などが規定されている。

BC 州では、①待機児童（waiting child）、②国際養子、③国内養子、④親族からの養子という 4 つのタイプの養子縁組がある。BC 州では待機児童プログラム（waiting child program）を策定して待機している児童を減らすようにしている。正式に公表された国内養子の数値は見当たらないが、2007 年は里親が養子縁組した数として 1,531 人、待機 1,668 人とあげられている。待機児童は、乳幼児ではなく 5 歳以上の年長児やきょうだいの委託、特別なケアの必要な子どもたちである。そのためホームページ⁽⁴⁾で子どもの名前（名字なし）、プロフィールで公表して、養親を募っている。そのプロフィールには「人種的背景」「経過」「子どもの様子」なども書かれている。

子どもが 12 歳以上のときは、その子どもの同意が必要とされる（第 12 条）が、12 歳未満であっても、7 歳以上の子どもの養子縁組が裁判所の決定（adoption order）によって行われる場合、申請者は申請前に、子どもの意見を報告する権限を有する者を手配し、その子どもに、養子縁組するとどのようなことになるのか、申請されている養子縁組についてどう思うか、および、申請されている名前を変えることをどう思うか等を尋ね、報告させなければならない（第 30 条）（大谷, 2001）とされている。

3. 実親の相談と支援

BC 州では、子どもの利益のためにも実親が養親を選ぶことは有益であるとされている。養子縁組法第 6 条で養子縁組のため子どもを託置する前に、ディレクター⁽⁵⁾又は養子縁組機関がしなければならないことは、(a)養子を出すことを希望している実親または後見人に対し、養子縁組に関する情報及び養子縁組以外の選択肢について提供すること。(b)養子を出すことを希望している実親または後見人が子どもの養親を選ぶことを希望している場合、正規の研修を終了している養親候補者に関する情報を提供すること。また、実親家族の医学的及び社会的経歴についての情報を入手しなければならないとされている。

具体的には、①実母と実父の身体の記述（個性、興味、文化、人種、言語上の世襲的財産、

宗教、精神的価値、信条)、②健康状態の履歴の詳細(喫煙、飲酒、処方箋薬、処方箋の必要のない薬の使用に関する実親の生活様式、実母の出生前情報、子と関連すると考えられる実親の生物学的な親族関係者についてのあらゆる医学的状況、その他の健康情報)、③実母と実父の社会的な経歴(それぞれから生まれたその他の子について、教育上の背景、将来の教育上の計画、過去、現在、将来の雇用に関する事項、実父母の家族背景)、④実親が子どもを養子縁組に出した理由、⑤子どもの身体的記録や個性、興味、文化、人種、言語、宗教的伝統や子どもの成長、発達などの健康上の履歴の詳細(近藤, 2003)とある。

また、実親は養子縁組の同意をする前に、選択肢の情報を受けることが法律で定められている。養子縁組しても実親は親であるため、希望した養子縁組の通知を受け取るための親登録をすることができる⁽⁶⁾。養子縁組あっせん機関の養子縁組センター(Adoption Center of BC)では、実親へのサービスは無料で行っている。子どもの養子縁組のプランが順調に進むよう手助けをする。例えば養子縁組をした後の喪失と悲しみへのサポートなどもサービス項目としてあげられている⁽⁷⁾。

4. 養親の相談と支援

1996年の養子縁組法では、子の託置の申し出、同様に子を養子とする申し出は、成年者1人又は成年者2人が共同してすることができる(第5条第(1)項、第29条)とし、申し出の適格を拡張した。したがって、事実婚カップルのみならず、同性カップルが養子をとることも可能になっている(近藤, 2001)。子どもを育てたいと考える「家族」の形態が多様化し、それらが社会からも認知されてきていること、また、子どもの最善の利益実現のための重要な選択肢の一つとして養子縁組の拡大をはかる政策が取られていることがこの改正の背景にある(大谷, 2001)と考えられる。

BC州養子縁組家庭協会(Adoptive Families Association of BC)では、経験のある養親が地域ごとにコーディネーター(Regional Coordinators)として登録しており、養親子への1対1のサポートやワークショップ、養親や養親希望者に対して支援している⁽⁸⁾。

養子縁組法第46条でインディアンや先住民に対する慣習にも配慮して養子縁組の効力を認めている。BC州外、国際養子縁組の場合は、BC州に連れてくる前にディレクターまたは養子縁組機関による承認は必ず得なければならない。ディレクターまたは養子縁組機関は子どもの生物学的家族について得られた医学的、社会的情報のすべてを、その子どものために保存しなければならない(第48条)とされている。

5. 養子縁組の手続き

養子縁組法第6条2項では、養子縁組を目的として子どもを託置する場合、養親を実親の側が選択でき、子供の同意が要求され、原則的にはディレクターまたは養子縁組機関を介在させ、しかも、裁判所の決定を経る等、さまざまな段階でチェック機能の働くシステムになっている。また、ディレクターまたは養子縁組機関が介在する場合においては、養

親候補者に正規の研修が必須とされている（大谷, 2001）。BC 州では養親としての年齢制限は 19 歳以上であるということのみである。養親候補者に対して、担当のケースワーカーが家庭訪問報告書を作成して、認められた場合養子縁組候補者として手続きを進めることができる。

養親として認定された家族は、養子縁組管理システム（the Adoption Management System(AMS)）にそってホームスタディを進める。担当ケースワーカーと保護ワーカー（Guardianship worker）は養親希望家族の基準に適合した待機児童をさがす。可能性のある子どもやきょうだいがいた場合、少しの情報を共有する。もし、マッチングを承諾した場合、保護ワーカーは子どもの健康、経過、発達などの情報を提供する。その情報をよく読んで要望を受け取るか取り下げるかの決断をする前にさらに多くの情報を要請することができる⁽⁹⁾。

6. ハーグ条約と国際養子縁組

今日、養親の数に対して養子になる子どもの数は極めて少ない。国内の養子縁組が減少したことで、それを補う意味で国際養子縁組が増加するようになってきた。現在 B. C. 州での国際養子縁組数は 1995 年で 2010 人、2000 年で 1866 人、2005 年で 1871 人、2010 年で 1946 人、2013 年で 1243 人と減少傾向にある。2010 年、2013 年の統計では、子どもを海外へ養子縁組に出す数は中国(472 人)が最も多い。次いで大地震後からハイチ(172 人)の養子縁組が増加した。3 番目にはアメリカ(148 人)からの養子縁組が多い。2013 年は 1 番目に中国(216 人)、2 番目はフィリピン(149 人)、3 番目が（アメリカ(126 人)であった⁽¹⁰⁾。

カナダは 1997 年 4 月 1 日に、国際養子縁組に関するハーグ条約の加盟国として批准された。そして、その条項は BC 州においても法として効力をもっている（養子縁組法 51 条）。養子縁組法の 51 条で、条約の規定は、条約が BC 州において発行すると直ちに、BC 州において法としての効力を持つと規定されている。さらに BC 州の法は、条約を適用する養子縁組に適用し、BC 州の法が条約と抵触する場合、条約が優先するとされる（第 51 条第 1 項）。施行規則の第 33 条によると、養子縁組の転換命令のための裁判所への申し立てには、(a) 要求される同意書が入手されているという証明、(b) 出生国において認められた養子縁組命令の証明付きの写し、(c) 出所国が発行する一致の証明、(d) 局長が発行した条約に基づく承認書、(e) 子の出生登録証明書又は、入手できない場合には、この出所に関する事実の裁判所に対する十分な証明、(f) 適用可能な場合には、あらゆる面接命令又同意を不要とする命令の詳細（近藤, 2001）が求められている。

国際養子縁組は認可された養子縁組機関を通して完了する。養子縁組あっせん機関は、国内の養子縁組同様、養親の適格性について評価する家庭調書を要求する（第 48 条第 (2) 項）。実親家族についての医学的および家族の情報、および子の成長につれて子にとって役に立つあらゆる背景資料を記録する努力がなされている（第 48 条第 (3) 項）（近藤, 2001）。具体的には、子どもの生物学的家族の病歴及び経歴に関して、可能な限り多くの情報を集

め、入手し、その情報を子どものために保存しておくこと、(d)養親候補者に対して、子どもの生物学的家族の病歴および経歴についての情報を提供することとされている。

父親に関しては「出生証明書に署名することによって父親と認められている者」、「出生証明書に署名することによって父親であることを認めている者」、父親であることを認め、実母にその子どもの父親であると名指しされている者」等の規定がある（大谷, 2001）。実母の同意に関しては、出産後 10 日以上経過しなければ有効とされない（第 14 条）。さらに第 7 条で、先住民の子を託置する場合、相当な話し合いの努力をしなければならないことも定められている。

7. 子どもの出自を知る権利

1) 公開同意 (openness agreement)

養子縁組法第 5 章で、公開と開示に関する事項が定められている。実親と養親が、進行中の情報交換または接触に同意することができる公開同意 (openness agreement) を考慮している（近藤, 2001）。合意を行い得る者は、養親あるいは養親となることが予定されている者、子どもの親族、子どもとの関係を構築してきたすべての者である。公開合意が行える時期は、養子縁組をすることに対する同意権者の同意がなされた後である。子どもが十分な理解力を有するとき、子どもの意見は合意がなされる前に考慮されなければならない（第 59 条）。但し、子どもが 19 歳未満であるときには特別の配慮がなされている。即ち、養親及び子どもの親族は、規則に従い、公開の合意をすることに関する利益を示すため、ディレクターのもとに登録することができる。ディレクターは、双方が登録した場合、公開の合意をするときに双方を援助し、情報の交換を促進することができる。これらのことは、19 歳未満の子どもの養親および、その子どもの兄弟姉妹の養親がこの条文のもとで登録した場合にも適用される（第 60 条）（大谷, 2001）。

養子縁組法では、開示拒否がない限り、成年者となった養子と実親に、互いの身元確認情報を得ることが可能である。成年者となった養子は、記録されているそのものの出生時の名前、そしてあらゆる出生の両親の名前を証明する出生登録証名称の原本の写しを、人口動態統計局 (Vital Statistics Agency) に申請することができる。また、養子縁組命令の写しも申請できる。実親は、養子縁組による子の名前を知るため養子縁組記録の写しを申請できる。

2) 開示拒否 (disclosure veto)

旧法にもとづき養子となった者または養子縁組のため託置された者、あるいは自らのプライバシーを保持したいと考える者は、身元確認情報の公開を禁止する開示拒否を人口動態統計局に提出することができる（第 65 条第 (1) 項）。拒否は、それを提出した者によって解かれるまで、またはその者の死後 2 年間効力をもつ（第 65 条第 (5) 項 (6) 項）とされている。

3) 接触禁止宣言 (no-contact declaration)

旧法にもとづき養子となった者または養子縁組のため託置された者、あるいは自らのプライバシーを保持したいと考える者のもうひとつの選択肢として接触禁止宣言 (no-contact declaration) がある。接触禁止宣言は 開示拒否 (disclosure veto) とは別にいかなる形であれ、関わりを持つとすることを個人的な接触を禁止することで身元確認情報の公開を許す接触禁止宣言制度も作られている。出生登録に名前が載っている実親は、そこに子どもとして記載されている者からのコンタクトを取られたくない場合、ディレクターに接触禁止宣言をファイルしておくよう申請できる。また、18 歳以上の養子が、出生登録に名前が載っている実親からのコンタクトを望まないときにも同様の処置をとることができる (第 66 条第 1 項、第 2 項) (大谷, 2001)。接触禁止宣言に違反する者は、10,000 ドル以下の罰金もしくは拘禁またはその両方に処せられる (第 87 条)。

実親は子どもの年齢に関わらず宣言の申請ができる。養子は 18 歳になればいつでも接触禁止宣言をすることができる⁽¹¹⁾。

4) BC 州養子縁組再会登録 (BC Adoption Reunion Registry)

養子縁組法 63 条、64 条に、肉親探しおよび再会のためのサービスに関する事柄も規定されている。申請者が養子である場合には、(イ) 申請者の実親の居所、(ロ) 申請者の兄弟姉妹が養子に出されていて成人している場合において、その兄弟姉妹の居所、(ハ) 申請者の実親が死亡している場合において、その子どもの居所など、原則的に、子どもの居所に関する場合は、子どもが 19 歳以上のときに限る (大谷, 2001)。

一方、探される側の権利を守る方策も規定されている。開示の拒否や接触禁止宣言を登録している者の居所の特定について援助することできない。ディレクターによって居所を特定された者が申請者にコンタクトを取られることを望まない場合、ディレクターは、その者の名前や居所を確認するいかなる情報をも開示してはならないとされている。ディレクターは、双方が望む場合には連絡や再開の援助をすることができる。逆に、相手がコンタクトを取られることを望まない場合、あるいは、死亡し、あるいは相手の居所をつきとめることができなかつたり死亡していた場合、その事実を申請者に知らせなければならぬ (大谷, 2001) と第 71 条で規定している。国際養子の実親との再会の機会は進んでいる。再会プログラムは当初韓国の養子のために整備されていたが、次第に他の国でも行われるようになっていった。母国へのツアーは母国の情報や文化、国に再び繋がりたいと願って参加する成人した養子や思春期の養子が増えポピュラーになってきた。それぞれの母国へのツアーの案内もホームページには掲載されている⁽¹²⁾。

8. 養子縁組に関わる行政機関と民間機関

養子縁組法とともに 1996 年に養子縁組機関規則 (Adoption Agency regulation) も起草

されている。養子縁組は公的機関だけが担っているのではなく、専門家や個人が扱うようになってきた。養子あっせん機関には3種類ある。①公的(society)に運営する機関、②公的からの雇用者ではない者がディレクターである機関、③養子縁組機関規則で認定された適切なライセンスを取得している機関である。認定された養子縁組機関では、①国内養子、②国際養子、③公的機関の里親託置から移行する養子縁組を扱っている⁽¹³⁾。

私的養子あっせんをする者も公的機関養子縁組(government adoption)と同様の規制のもとにおかれる。養子縁組あっせん事業の監督として、子ども家族開発省及び大臣によって認可された非営利の養子縁組機関が養子縁組を取り扱う権限を与えられている(第4条(a)号, (b)号)(近藤、2001)。公的機関であるBC州の子ども家庭開発省では、基本的には社会的養護が必要な州内の子どもは里親に託置をする。里親託置の目標は家庭復帰であり、多くは復帰しているのであるが、裁判所が家庭復帰させることは子どもの最善の利益から考えると不利益であると判断した場合に養子縁組ケースとして登録される⁽¹⁴⁾。養子縁組の待機児童は虐待や出産前のドラッグやアルコールによる問題を抱えている場合が多い。50%以上の子どもはきょうだいであり、引き離さずに委託するようにしている。その半分は、先住民の子どもであり、特別な文化的プログラムが作成されなければならない。

1996年の新法により、私的養子縁組も公的機関養子縁組と同様の規制のもとにおくことになった。子ども家庭開発省及び大臣によって認可された非営利の養子縁組機関が養子縁組を取り扱う権限を与えられている(第4条(a)号, (b)号)(近藤、2001)。

養子縁組機関規則には、ライセンスの申請について、期限が切れる6ヶ月前までには州のディレクターに更新の手続きをするなどのライセンスの更新について、職員の犯罪歴の確認なども規定されている。ライセンスの中止もしくは取り消しの条項では、養子になる子どもや養子縁組に関係する人たちへの最善の利益への手厚い配慮がなされない場合、養子縁組あっせん機関規則に反している場合など、細かく定められている。財政面では、料金や支出金の徴収の禁止という条項もある。養親希望者に対して、a. 委託前のサービス、b. 養子縁組計画の作成、c. 同意の準備、d. 子どもの健康上、家族的背景の調書の作成、e. リーズナブルなカウンセリング、f. 子どもの委託6か月後のサービスなど、いかなる時も養親希望者や養親から寄付金を受け取ったり、求めてはならないと厳しく規定している⁽¹⁵⁾。

第4章 考察

本研究では、日本の養子縁組あっせんにおける課題を念頭におきつつ、BC州での国内・国際養子縁組あっせんの現状と実務体制、実務手続等のあり方からわが国の子どもの最善の利益を保障した養子縁組あっせんのあり方に示唆される点について考察したい。

第1節 養子縁組あっせんに関して綿密に取り決められた法制度

養子縁組法は、100条からなる膨大な法律である。細部にまで配慮の行き届いた綿密なシステムとなっている。このシステムは実際の経験を踏まえ、問題点を克服すべく改正を重

ねて出来上がってきた（大谷, 2001）という経過がある。1996年には養子縁組法とともに養子縁組に関する養子縁組規則、養子縁組あっせん機関規則、養子縁組料金規則（Adoption Fees Regulation）も同時に施行され細部にまできめ細かく具体的に規定されている。日本の社会的養護の実態は、施設を中心としたいわゆる集団養護にかたより、里親及び養子縁組という家庭的養護の比率が極めて少ない。家庭的養護の中でも養子縁組は児童福祉の重要なサービスとしての認識は低いと言わざるを得ない。「児童福祉法のいわゆる養護サービスの中に、養子縁組が法的制度として規定されていない」（清水, 1987）ことに端的に示されている。その背景には「養子を『家のため』あるいは『親のため』と観念する国民の伝統的一般的な社会心理」があり「養子縁組を家族にかかわる私的なものとみなす」（清水, 1987）風潮が日本の社会福祉観に根強くあると指摘している。子どもは家族のためだけの存在ではなく、次の世代を担う社会的存在であり、子どもの最善の利益という観点から養子縁組の推進を進めるためにはより綿密に取り決められた法整備とともに具体的に養子縁組待機児童プログラムのような希望者が養子縁組プログラムに直接的にアクセスしやすい方法を講じることも有効な手段であると考えられる。

第2節 徹底して子どもの最善の利益を追求した養子縁組のあり方

BC州の養子縁組の第2条の養子縁組法の目的に、子どもの最善の利益のあらゆる面に最大級の配慮をしつつ、実親家族が家族としての機能を果たし得なくなったときに、養子縁組を通して、新たな、かつ恒久的な、家族との結びつき（new and permanent family ties）を子どもに提供するところにある（大谷, 2001）と定められている。この条項以外にも随所でこのような配慮が散見される。養子縁組を進めるにあたって、その決定をする時には子どもの最善の利益が基準となって判断される。具体的な例として、養子縁組をする際には12歳以上の子どもの同意とともに7歳から11歳の子どもたちにも、養子縁組するとどのようなことになるのか、申請されている養子縁組についてどう思うか、および、申請されている名前を変えることをどう思うか等を尋ね、報告することが課されている。施設入所している子どもの中には、実親との交流がない子どもが少なくない。子どもの最善の利益を考えて養子縁組を推進するためには、児童相談所や施設職員に、『子どもにとって特定の大人との継続的な関係を保障することが大事なのだ』という共通のコンセンサス」（岩崎, 1994）を持つことが不可欠である。共通のコンセンサスをもつことにより、児童福祉関係者は、将来的に家庭に引き取られる見通しがないと判断された子どもがいた場合、可能な限り早い時点で積極的に養子縁組という援助プランを立てなければならない。日本では、実父に関する情報が少ない人が多い。社会的養護に入る前に養子の遺伝子の半分である実父に関する情報を詳細に記録に残すようにすることが義務付けられていることは、子どもの最善の利益の観点からも重要なことであると思われる。

第3節 養子縁組に関わるすべての人を配慮した制度

BC州の養子縁組法は日本⁽¹⁶⁾と同様、実父、実母はあらゆる親としての権利及び義務を終了する(第37条第(1)項)という、原則として親子関係を断絶する完全養子型を採用している(近藤, 2001)。その上で1979年に策定された養子縁組法は、1996年に新たな取り組みを実施するために改正された。BC州の1996年養子縁組法の最大の特徴は、養子と生みの親の「情報への接近」であり、「その他の者のプライバシーと機密性をいかに保持するか」(近藤, 2003)ということがあげられる。開示拒否がない限り、成年者となった養子とその実親に、互いの身元情報を得ることを容易にしている。養子縁組がなされるとき、各当事者には様々な事情が存在しているのが通例である。また、オープンネスやディスクロージャーの制度ができる前に養子縁組をなし、養子に出した子どもとは全く関係がなくなったと思っていた実親もいるし、実親側のことを子どもが知る時などくはずがないと信じていた養親もいる(大谷, 2001)のである。1996年養子縁組法は、実親、養親、養子それぞれの事情を充分配慮するとともに、養子縁組法の歴史的経緯も踏まえた上で、情報開示の拒否などの場合についても、非常に細かく法律に規定され、国内養子の記録は州ごとにきちんと管理されている。今後の日本の出自を知る権利を保障する場合に、出自を知る権利を保障するとともに、時間の経過とともに養子縁組に関わった人たちの状況も変化していくことを踏まえ、知られたくない者の権利をも保障した点は求められてくるのではないかと推測される。

さいごに

健全な家庭を作るための子育て支援のシステムが発達している国の一つであるカナダBC州の養子縁組斡旋の現状と実務体制の文献調査から、子どもの最善の利益を保障しつつ養子縁組を推進するためのわが国の養子縁組斡旋のあり方を検討した。その結果、今後の養子縁組斡旋を推進するためには、以下の3点の必要性が示唆された。

1. 養子縁組斡旋に関して法律や規則により詳細に取り決められた法制度
2. 徹底して子どもの最善の利益を追求した養子縁組のあり方
3. 出自を知る権利など養子縁組に関わるすべての人を配慮したシステムの構築

今回は文献研究ということで養子縁組斡旋のプロセスにおいて、養子縁組に関わる実親、養親、養子に対して行われている実際の支援方法や財政面での実態を把握することには限界があった。今後さらに具体的な提言を行うために2015年にBC州から認定された養子縁組斡旋機関を訪問する予定である。現地調査により、わが国の子どもの最善の利益に向けた養子縁組斡旋のあり方を探求することを今後の課題としたい。

注記：

- (1) 2014年度カナダ人口推計 IMF - World Economic Outlook Databases (2014年4月版)
- (2) 社会的養護を受けている子どもの数[Canadian Child Welfare Research Portal, Child Welfare across

- Canada, www.cecw-cepb.ca/statistics] (最終検索日 2014 年 9 月 02 日)
- (3) 子ども家庭開発省が発行している里親家庭情報の月刊誌、“Foster Family Month 2011”, www.mcf.gov.bc.ca/foster (最終検索日 2014 年 9 月 02 日)
- (4) 子ども家庭開発省の養子縁組に関するホームページ <http://www.mcf.gov.bc.ca/adoption/> (最終検索日 2014 年 9 月 02 日)
- (5) ディレクター (The Director of Vital Statistics) とは、人口動態統計ディレクター (VS ディレクターと記される場合もある) を意味する。養子縁組に際しての情報はすべて人口動態統計局で管理。
- (6) 前掲(4)
- (7) Adoption Center of BC-KCR はライセンスをもった民間の養親組斡旋機関である。
[<http://kcr.ca/adoption-services/the-adoption-center-of/>] (最終検索日 2014 年 9 月 02 日)
- (8) 養子縁組家庭協会 [www.adoptiveparents.ca/] (最終検索日 2014 年 9 月 02 日)
- (9) 前掲(4)
- (10) 資料 2013 年の資料は、カナダ移民局とカナダ政府の統計から作成
[<http://tatcan.ac.ca/pub>] ; [<http://familyhelper.net/news/111027stats.html>]
(最終検索日 2014 年 9 月 02 日)
- (11) 養子縁組家庭協会 (Adoptive Families Association of BC)
[<https://www.bcadoption.com/node/592/>] (最終検索日 2014 年 9 月 02 日)
- (12) 母国の実親と再会したい考える国際養子のために以下の支援グループのホームページが紹介されている。Return to Romania ; Bethany goes back to her Chinese roots ; Culture shags a South Asian adoption reunion ; Finding lost family through the internet
- (13) 前掲(7)
- (14) 前掲(11)
- (15) 養子縁組斡旋機関規則の規定には機関の運営の中止や取り消しという罰則も定められている
[http://bclaws.ca/EPLibraries/bclaws_new/document/ID/freeside/292_96]
- (16) 日本の場合は特別養子縁組を意味する。

引用文献

- 岩崎美枝子 (1994) . 里親、養親 子ども家庭福祉情報第 9 号 恩寵財団母子愛育会, 37-43.
- 近藤久雄 (2001) . ブリティッシュコロンビア 1996 年州養子縁組法 (1999 年修正) 名経法学第 10 号, 名古屋経済大学, 13-62.
- 近藤久雄 (2003) . ブリティッシュ・コロンビア州養子縁組法施行規則 (2001 年修正) 名経法学第 14 号, 名古屋経済大学, 11-41 .
- Meghan Mulcahy & Nico Trocme (2010). Children and Youth in Out-of Home Care in Canada.
- 森和子 (2012) . カナダ—ブリティッシュ・コロンビア州—の社会的養護のもとにある未成年者と若年成人の統計的実態 平成 23 年度厚生労働科学研究補助金 (政策科学総合研究事業) 社会的養護における児童の特性別標準ケアパッケージ—被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究— 研究代表者

開原久代, 43-46.

日本貿易振興機構 (2010). カナダ法制の概要, 日本貿易振興機構 (ジェットロ)

大谷まこと (2001). ブリティッシュ・コロンビア州(カナダ)「養子縁組法」(The Adoption Act)の特色 養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 養子と里親-日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題 日本加除出版, 173-195.

清水隆則 (1987). 児童福祉としての養子制度-英国養子制度の示唆するもの- 社会福祉学第 8-2 号(通巻 37 号), 日本社会福祉学会, 121-147. 第 30 回(2004 年度)資生堂児童福祉海外福祉研修報告書

2014 年度厚生労働科学研究・海外調査研究報告 (2)

韓国の養子縁組制度と実務に関する調査研究

姜 恩和 (首都大学東京)

1. 養子縁組のあっせんに関する基本的制度

養子縁組のあっせん事業とは何かという観点から各国の制度を調査する。

養子縁組の種類が複数ある国では、そのことも明らかにし、養子縁組あっせん事業の対象になるのはどの種類の養子縁組であるかも明らかにする。

韓国の養子制度は民法と養子縁組特例法の二つの軸によって成り立っている。民法は普通養子と親養子の 2 種類があり、養子縁組あっせん事業の対象となるのは養子縁組特例法に基づく養子縁組である。民法に基づく普通養子は伝統的な家のための養子制度の性格をもつが、2005 年 3 月の家族法改正により実の親子関係が完全に断絶され、養親と養子との間にのみ親子関係が創設される親養子制度が導入された。その背景には、再婚家庭が抱える問題状況、つまり妻が子どもを連れて再婚する場合、姓不変の原則により子どもは継父の姓を使うことができず、再婚によって生まれるきょうだいと姓が異なるなどの問題が生じていたこと、また養子縁組特例法に基づく養子縁組において虚偽の出生届がなされることが極めて多く、この問題を解決するという趣旨があった。さらに、2011 年 12 月 29 日に民法の養子関連規定が改正され、未成年者については普通養子の場合でも家庭裁判所による許可を得ることとなった。

子どものための養子制度が民法に対する特例法として制定されたのは、1950 年代半ばに発生した多くの戦争孤児を国際養子縁組という方法を通して保護しようとした際に、民法の規定によって家系継承者として定められている者は養子になることができなかつたため

である。すなわち、民法 875 条の「戸主の直系卑属長男子は、本家の系統を継承する場合以外には養子になることができない」という規定に対して、特例法の第 2 条に「18 歳未満の孤児には戸主あるいは父母の系統を継承する者を含む」という特例を設けることによって、養子縁組を通して保護される道を開いた。その後 1976 年には養子縁組特例法が国際のみならず国内養子縁組も含む形に改正され、2011 年 8 月 4 日に、養子縁組の成立を家庭裁判所による許可制とし、養親の基準の強化、養子縁組当事者による養子縁組情報へのアクセスの保障など、子どもの権利保障という点で大きく前進した形で全面改正された。下記は民法に基づく普通養子と親養子および養子縁組特例法に基づく養子縁組の比較表である。

表 1 民法に基づく普通養子と親養子および養子縁組特例法に基づく養子縁組の比較表

| 比較項目 | 普通養子 | 親養子 | 養子縁組特例法 |
|----------|---|------------------------------------|------------------------|
| 養子縁組方式 | 未成年については国家許可型(第 867 条) | 国家許可型(第 908 条の 2 第 2 項) | 国家許可型(第 15 条) |
| 親の同意 | 必要(第 870 条第 1 項)、例外条文あり | 必要(第 908 条の 2 第 1 項第 3 号)、例外条文あり | 必要(第 12 条第 1 項)、例外条文あり |
| 養親との年齢差 | 年齢差の規定なし 尊属又は年長者でなければ可(第 877 条第 1 項) | 年齢差の規定なし | 年齢差の規定なし |
| 養子の年齢制限 | 特になし | 養子になる者は 15 歳未満(第 908 条の 2 第 1 項) | 18 歳未満(第 2 条) |
| 共同養子縁組規定 | 夫婦共同養子縁組(第 874 条) | 原則的に 3 年以上婚姻中の夫婦(第 908 条の 2 第 1 項) | 独身者も同性の子どもに限って可能 |
| 養子縁組の効果 | 実家と養家の間に二重の法律関係 | 法的には実親と関係は断絶。婚姻中に出生した者と見なす | 親養子となる(第 14 条) |
| 離縁に関する規定 | 未成年の場合は裁判を要する | 裁判を要する | 裁判を要する(第 17 条) |

民法や養子縁組特例法は子どもの権利を守る方向に改正が行われ、両者間の違いがますます少なくなっているため、法律の一元化などを含めて法律整備の必要性が論じられている状況である。

2. 養子となる子どもとはどんな子どもか？

法規定があるか、法律で明記されているか、実務上の基準があるか、ある場合はその内容、統計で傾向を見る。

養子になる子どもは養子縁組特例法第9条に下記のように定められている。

第9条(養子となる資格)

- ① この法によって養子になる者は、児童福祉法による要保護児童であり、以下の各号のうち一つに該当する者でなければならない。
1. 保護者から離脱した者で、管轄のソウル特別市長、直轄市長および道知事あるいは市長・郡首・区長が扶養義務者を確認できず、国民基礎生活保障法による保障施設に保護を依頼した者
 2. 親（親が死亡その他の事由により同意できない場合、他の直系尊属をいう）または後見人が養子縁組に同意し保障施設あるいは第20条に基づく養子縁組機関に保護を依頼した者
 3. 法院(裁判所)によって親権喪失の宣告を受けた者の子で、市・道知事あるいは市長・郡首・区長が保障施設に保護を依頼した者
 4. その他扶養義務者が知られていない者で、市・道知事または市長・郡首・区長が保障施設に保護依頼した者

養子縁組実績の推移は下記のとおりである。

表2 養子縁組実績の推移(1958-2012)

| 年度 | 養子縁組全体 | 国内養子縁組 | 国際養子縁組 | 国内養子縁組の比率(%) |
|-----------|---------|--------|---------|--------------|
| 1958-1960 | 2,700 | 168 | 2,532 | 6.2 |
| 1961-1970 | 11,481 | 4,206 | 7,275 | 36.6 |
| 1971-1980 | 63,551 | 15,304 | 48,247 | 24.1 |
| 1981-1990 | 91,824 | 26,503 | 65,321 | 28.9 |
| 1991-2000 | 35,619 | 13,296 | 22,323 | 37.3 |
| 2001-2010 | 32,928 | 14,930 | 17,998 | 45.3 |
| 2011-2012 | 4,344 | 2,673 | 1,671 | 61.5 |
| 合計 | 242,447 | 77,080 | 165,367 | 31.8 |

資料:保健福祉部(各年度) 『国内外養子縁組統計』

国内養子縁組と国際養子縁組の比率は、国が国際養子縁組を全面的に認めるか、それとも抑制するかによって変わってきた。1971年からの国際養子縁組の増加は、国際養子縁組の全面開放の結果であり、1991年から急激に減っているのは、ソウルオリンピックを境に韓国の経済成長が世界にアピールされ、経済的に豊かな国になったにもかかわらず、国際養子縁組が多数行われていることに対する国際社会の非難が強くなったためである。2006年から「国内養子縁組活性化総合対策」に基づき、養子縁組あっせん手数料の支援が始まった。2013年現在国内養子縁組については、1件につき270万ウォン(約27万円)の手数料が政府より機関に支払われている。

次に養子縁組される子どもの背景と年齢、性別についてみていく。

1) 子どもが国内と国際に養子縁組される背景

表3 国内において養子縁組される子どもの背景(1958-2012)

| 年度 | 合計(人) | 未婚母(%) | 施設児童(棄児)(%) | 一人親家庭、貧困家庭(%) | その他(%) |
|-----------|--------|--------------|--------------|---------------|----------|
| 1958-1960 | 168 | 63(37.5) | 80(47.6) | 25(14.9) | - |
| 1961-1970 | 4,206 | 1,163(27.7) | 2,962(70.4) | 81(19.3) | - |
| 1971-1980 | 15,304 | 9,075(59.3) | 4,960(32.4) | 1,269(8.3) | - |
| 1981-1990 | 26,503 | 19,696(74.3) | 4,715(17.8) | 2,092(7.9) | - |
| 1991-2000 | 13,296 | 9,983(75.1) | 2,288(17.2) | 806(6.1) | 219(1.6) |
| 2001-2010 | 14,932 | 11,816(79.1) | 1,477(9.9) | 1,276(8.5) | 363(2.5) |
| 2012 | 1,125 | 1,048(93.2) | 19(1.7) | 41(3.6) | 17(1.5) |
| 合計 | 75,534 | 52,844(70.0) | 16,501(21.8) | 5,590(7.4) | 599(0.8) |

出典：保健福祉部(各年度)『国内外養子縁組統計』

表4 国際で養子縁組される子どもの背景(1958-2012)

| 年度 | 合計 | 未婚母(%) | 施設児童(棄児)(%) | 一人親家庭、貧困家庭(%) |
|-----------|---------|---------------|--------------|---------------|
| 1958-1960 | 2,532 | 227(9.0) | 1,675(66.2) | 630(24.9) |
| 1961-1970 | 7,275 | 1,304(17.9) | 4,013(55.2) | 1,958(26.9) |
| 1971-1980 | 48,247 | 17,627(36.5) | 17,260(35.8) | 13,360(27.7) |
| 1981-1990 | 65,321 | 47,153(72.2) | 6,769(10.4) | 11,399(17.5) |
| 1991-2000 | 22,323 | 20,654(92.5) | 225(1.0) | 1,444(6.5) |
| 2001-2010 | 17,998 | 17,543(97.5) | 41(0.2) | 416(2.3) |
| 2012 | 755 | 696(92.2) | 8(0.7) | 59(7.8) |
| 合計 | 164,451 | 105,204(64.0) | 29,983(18.2) | 29,264(17.8) |

出典：保健福祉部(各年度)『国内外養子縁組統計』

※2009年の調査から、未婚母という項目は、「未婚母(父)児童(婚外子含む)」になり、一人親家庭、貧困家庭は分けて推計されるようになった。ただし、ここでは年度別の推移をみるため、一人親家庭、貧困家庭を合わせた数値となっている。